

『圏域別取組』（案）に対する意見への対応状況

資料 1

取組名	該当頁 項目を除く行数 ㊦:上からの行数 ㊧:下からの行数	御意見のある記述	御意見の内容	対応状況
歯科保健対策	P1～4 ・P2㊧7行目 ・P4㊦2行目 ・P4㊦6行目 ・P4㊧8行目		歯科保健対策の中に生活習慣病対策を加えてほしい。	ご提案のとおり修正します。(斜体下線部を挿入) ・P2㊧7行目 『一貫した歯・口腔の健康づくりと生活習慣病予防に努める必要があります。』 ・P4㊦2行目 『県民の年齢や心身の状況に応じて適切かつ効果的な歯・口腔の健康づくりと生活習慣病予防のための保健対策を充実します。』 ・P4㊦6行目 『県民自身が自らの歯・口腔の健康状態を把握することとともに歯周病と生活習慣病、認知症等の予防活動を支援します。』 ・P4㊧8行目 『早産や低体重児出産を防ぐ歯科保健指導を充実させます。(妊娠届時の妊婦面接など)』
歯科保健対策	P2㊧1行目	県内全域	圏域内全域	ご指摘のとおり修正します。

歯科保健対策	P3㊦1 行目	歯周病の罹患が顕著となる急増する時期であり	記述が二重になっている。	ご指摘を踏まえ『顕著となる』を削ります。
歯科保健対策	【主な取組】 1 項目目 P4㊦5 行目	■ 定期歯科検診及び保健指導の促進	促進→推進	ご指摘のとおり修正します（以下、同じ）
歯科保健対策	P5	【主な取組】	<p>下記を加筆する。</p> <p>■ 医科歯科連携の推進 歯科と他の医療分野と連携した対策を促進するため、入院患者等の口腔内の管理の充実を図ります。また、歯周病と糖尿病やがん、心疾患、脳卒中などの生活習慣病や認知症との関連に係る知識の普及啓発を行います。〈実施主体：医師会、歯科医師会、医療機関、介護保険事業者、市、保健所〉</p> <p>■ 高齢期の歯科口腔保健の推進 摂食嚥下等の口腔機能低下に伴うオーラルフレイルの予防対策など、高齢者の心身の特性を踏まえた高齢期の歯科口腔保健の取組を推進します。〈実施主体：歯科医師会、医療機関、介護保険事業者、市〉</p>	ご指摘のとおり修正します。

がん医療	P6㊦6 行目	がん検診の受診は、科学的根拠に基づくがんの早期発見・早期治療につながるだけでなく、がん死亡率の減少につながります。	表現が解りづらい	以下のとおり修正します。 『科学的根拠に基づくがん検診の受診は、早期発見・早期治療につながるだけでなく、がん死亡率の減少につながります。』
がん検診	P6㊦11 行目	がん検診や精密検査は市町村や職域の企業が実施しているため、その向上のためには、関係者の連携を確保する必要があります。	実施主体が解りづらい	以下のとおり修正します(斜体下線部を挿入)。 『がん検診や精密検査の <u>受診勸奨</u> は市町村や職域の企業が実施しているため、その向上のためには、関係者の連携を確保する必要があります。』
がん医療	P6㊦13 行目	小児及びAYA世代のがんは、多種多様ながん種を含むことや、患者が、乳幼児から小児期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった成長発達の過程にあることから、進学、就労、生殖機能の温存等、成人のがんとは異なる対策が求められます	文言整理が必要	以下のとおり整理します(斜体下線部を挿入)。 『小児及びAYA世代のがんは、多種多様ながん種を含むことや、乳幼児から小児期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった成長発達の過程で <u>発症</u> することから、 <u>就学</u> 、就労、生殖機能の温存等、成人のがんとは異なる対策が求められます。』
がん医療	P6㊦7 行目	拠点病院等	正確な表記	以下のとおり修正します・ 『がん診療連携拠点病院等(以下、「拠点病院等」という)』
がん医療	P6㊦3 行目	促進していく必要があります。	促進→進めていく必要があります。	ご指摘のとおりに修正します。

がん医療	P8⑩10 行目	がん検診及び精密検査の受診率と精度管理水準を向上させ、早期発見・早期治療を図るとともに、がんに関する正しい知識についてがんセミナー等を通じて普及啓発を図ります。	文言整理	以下のとおり整理(斜体下線部を挿入)。『がん検診及び精密検査の受診率 <u>並びに健診等の</u> 精度管理水準を向上させ、早期発見・早期治療を図るとともに、がんに関する正しい知識についてがんセミナー等を通じて普及啓発を図ります。』
がん医療	P8		<p>【主な取組】から下記取組を削除し、下記取組を加筆する。</p> <p>■ 受動喫煙防止対策実施施設等認証制度及び禁煙外来、禁煙支援等による予防対策（喫煙による健康被害の回避）の推進</p> <p>飲食店などへの受動喫煙防止対策実施施設等認証制度の普及や禁煙を希望する人に対する禁煙外来の普及啓発を図ります。</p> <p>〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、市、保健所〉</p> <p>■ 喫煙による影響対策の推進</p> <p>健康増進法や県認証制度による受動喫煙防止対策を推進するとともに禁煙による健康づくりを推進します。</p> <p>〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、市、保健所〉</p>	ご指摘のとおり修正します。

がん医療	P8㊦3 行目 P9㊦1 行目	在宅医療・相談支援体制の強化を促進します。	促進→推進	ご指摘のとおり修正します。
精神疾患医療	P10㊦9 行目	依存症はアルコール等の物質や、ギャンブル等の行為などの依存する対象にかかわらず、繰り返すうちに脳の働き方に変化が生じてコントロールが効かなくなり、本人の健康状態のみならず社会生活における人間関係の悪化や経済的問題など、家族や周囲の人たちを巻き込むような二次的被害も発生します。	ゲームの依存性も記述	下記のとおり修正します（斜体下線部を挿入）。 『依存症はアルコール等の物質や、ギャンブル・ <u>ゲーム</u> 等の行為などの依存する対象にかかわらず、繰り返すうちに脳の働き方に変化が生じてコントロールが効かなくなり、本人の健康状態のみならず社会生活における人間関係の悪化や経済的問題など、家族や周囲の人たちを巻き込むような二次的被害も発生します。』
精神疾患医療	P10㊦3 行目	取組の促進が必要です。	取組を <u>進める必要があります。</u>	ご指摘のとおり修正します。
精神疾患医療	P11㊦13 行目	地域生活支援体制を整備します。	地域生活支援体制を <u>さらに充実させます。</u>	ご指摘のとおり修正します。
精神疾患医療	P11㊦10 行目	地域における相談支援体制を整備します。	地域における相談支援体制を <u>さらに充実させます。</u>	ご指摘のとおり修正します。
精神疾患医療	P11㊦5 行目	認知症の人や家族に対する支援体制を整備します。	認知症の人や家族に対するの支援体制を <u>さらに充実させます。</u>	ご指摘のとおり修正します。
感染症対策	P 12 冒頭	感染症対策は、本項によるものの他、『南部保健所健康危機対処計画』（感染症編）によります。	南部保健医療圏には川口市も含まれるため、『川口市健康危機対処計画（感染症編）』も加える。また、『川口市感染症予防計画』も加えた方がよい。	ご指摘のとおり修正します。 なお、『川口市感染症予防計画』も加えるため、『埼玉県感染症予防計画』も加えます。
感染症対策	P12 2つ目中見出し	《感染症の発生の予防及びまん延防止》	《感染症の発生への <u>備え</u> 及びまん延防止》	ご指摘のとおり修正します。

感染症対策	P12㊦11 行目	発生の予防のためには	発生に <u>備える</u> ためには	ご指摘のとおり修正します。
感染症対策	P12㊦13 行目	個別接種を推進していくことが有用です。	個別接種を推進していくことが <u>有効</u> です。	ご指摘のとおり修正します。
感染症対策	P12㊦8 行目	感染者に対しては積極的疫学調査を行い、	<u>対象となる</u> 感染者に対しては積極的疫学調査を行い、	ご指摘のとおり修正します。
感染症対策	P13㊦3 行目	自治体、医療機関、消防等が感染症に対する理解を深め、それぞれが担う役割に応じた活動ができるよう、研修や訓練を実施します。	高齢者施設を記述	下記のとおり修正します（斜字下線部を挿入）。 『自治体、 <u>高齢者施設</u> 、医療機関、消防等が感染症に対する理解を深め、それぞれが担う役割に応じた活動ができるよう、研修や訓練を実施します。』
感染症対策	P13～14 【主な取組】 4 項目目と 5 項目目	■感染症対策の体制整備 ■感染予防対策の普及啓発	順番の入れ替え	ご指摘のとおり修正します。
災害時医療	P15㊦10 行目	域内市町村	圏域内に町村はない。	ご指摘のとおり修正します。『 <u>圏域内市</u> 』
医薬品等の安全対策	P21 1 番目の中見出し	《安全な医薬品などの供給》	表記統一	《安全な医薬品 <u>等</u> の供給》
医薬品等の安全対策	P21㊦11 行目	ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、患者の負担を軽減し、医療費の適正化に有効なため、その使用促進が求められます。	表現の整合	以下のとおり、本計画と表現を統一します（斜字下線部を修正）。 『ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、 <u>患者負担の軽減や医療費適正化の観点から順調に普及していますが、一部のジェネリック医薬品メーカーの不祥事から医療関係者等の中には品質を不安視する声もあります。そのため、数量シェア 80%以上の堅持と不安解消のための取組が必要です。</u> 』

医薬品等の安全対策	P22㊦5 行目	ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を促進して、優れた医療保険制度を次世代まで継続することに貢献します。	表現整合	以下のとおり、本計画と表現を統一します（斜字下線部を修正）。 『ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を促進して、 <u>数量シェア80%以上を堅持します。</u> 』
医薬品等の安全対策	P22㊦8 行目	ジェネリック医薬品の使用を促進するため、リーフレットの配布等、ジェネリック医薬品に関する情報提供を行います。	一般的な表現へ	以下のとおり、修正します。 『ジェネリック医薬品の使用を促進するため、 <u>ジェネリック医薬品に関する情報提供を行います。</u> 』
医薬品等の安全対策	P22～P23 【主な取組】 6 番目と 7 番目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域社会全体の薬物根絶意識の醸成 ■ 学校における薬物乱用防止教育の充実 	項目の整理	本計画に合わせ、順番を入れ替えます。
医薬品等の安全対策	P22～23	<ul style="list-style-type: none"> ■ 薬局・医薬品販売業者等に対する監視指導の実施 ■ 地域社会全体の薬物根絶意識の醸成 ■ 学校における薬物乱用防止教室の充実 	10 代における薬物依存の主たる薬物で国立精神・神経医療研究センターによる 2016 年の調査では 25%だった市販薬が、2022 年には全体の 65%まで増加している。 この若者のオーバードーズ問題の解決についても取組の中を含めた方がいいと思う。	ご指摘を踏まえ、 『■ 地域社会全体の薬物根絶意識の醸成』、 『■ 学校における薬物乱用防止教育の充実』の本文中に『オーバードーズ』追記します。

<p>医薬品等の安全対策</p>	<p>P22～P23 【主な取組】 旧 7 番目</p>	<p>青少年のうちから薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持たせ、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させるため、県、県警及び関係機関等が連携・協力して、学校教育における薬物乱用防止教育を推進するとともに内容の充実を図ります。</p>	<p>オーバードーズに関する取組を追加</p>	<p>以下のとおり、修正します（斜字下線部を挿入）。 『青少年のうちから<u>覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、オーバードーズ</u>などの薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持たせ、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させるため、県、県警及び関係機関等が連携・協力して、学校教育における薬物乱用防止教育を推進するとともに内容の充実を図ります。』</p>
<p>医薬品等の安全対策</p>	<p>P22～P23 【主な取組】 旧 6 番目</p>	<p>覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用による健康被害を防止するため、県、県警及び関係機関が連携・協力して、街頭や各種イベント等において、啓発キャンペーンを実施して幅広く青少年、家庭及び地域社会に対し、薬物乱用防止の啓発を行います。</p>	<p>オーバードーズに関する取組を追加</p>	<p>以下のとおり、修正します（斜字下線部挿入）。 『<u>覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、オーバードーズ</u>などの薬物乱用による健康被害を防止するため、県、県警及び関係機関が連携・協力して、街頭や各種イベント等において、啓発キャンペーンを実施して幅広く青少年、家庭及び地域社会に対し、薬物乱用防止の啓発を行います。』</p>